

クリーニング業者のための 新型インフルエンザ

行動計画

クリーニング業は国民生活に密着した営業であり、不特定多数の者が利用する機会の多い業種である。新型インフルエンザが発生した場合、感染した利用者の着用した衣服や寝具類等を取り扱う可能性もあることから、クリーニング業でも危機管理体制を明確にしておく必要がある。

新型インフルエンザ対策については、財団法人全国生活衛生営業指導センターで作成した生活衛生営業者向けのパンフレット「みんなのできる新型インフルエンザ対策」を本誌平成21年2月号に掲載したところである。

今回は新型インフルエンザが発生した場合、クリーニング店はどのような対策や行動をとるべきか等について紹介する。

はじめに

新型インフルエンザの世界的な大流行（パンデミック）の発生が懸念されている。わが国においても、新型インフルエンザ対策に関する関係省庁対策会議で検討され、「ガイドライン」や「行動計画」が報告されている。そこで、クリーニング業におけるインフルエンザ対策を構築するため、クリーニングと公衆衛生に関する研究委員会（委員長・高田昴北里大学名誉教授）で検討を進めた結果の概要を報告する。

新型インフルエンザの行動計画

～危機管理体制の明確化（意志決定方法）～

クリーニング事業者（以下、事業者）には新型インフルエンザから事業者自身はもとより、従業員・パート等（以下、従業員等）ならびにその家族の感染防止が最優先で求められている。そのため、早め早めに対応することが、感染の拡大を防止し、従業員等の安全性を高めるために重要である。

事業者は各自のクリーニング所の

経営形態を考慮して、新型インフルエンザの発生前に、発生した場合を想定して行動計画を作成しておくことが重要である。その際、新型インフルエンザが大流行（パンデミック）した場合、事業を継続するの可否かの迅速な判断が重要となる（図1）。

(1) 事業活動への対応

① 新型インフルエンザ行動計画の作成に当たっては、事業者が率先して各担当責任者または従業員を交えて行う必要がある。

② クリーニング所は社会機能維持（例えば、医療従事者、治安維持者、ライフライン関係者等）に必要な事業と位置付けるか、感染拡大防止のため事業活動を自粛する事業と位置付けるか。

③ 事業者が新型インフルエンザを発生した場合、事業活動を継続するの可否か。

④ 事業者が替わる代理の責任者がいるの可否か。

⑤ 従業員等や家族等が発症した場合、出勤、連絡、医療機関受診等に対してどのように対応するのかが等。

(2) 感染予防への対応

流行の地域や流行の規模により感染のリスクを想定し、我が国における新型インフルエンザの発生段階の

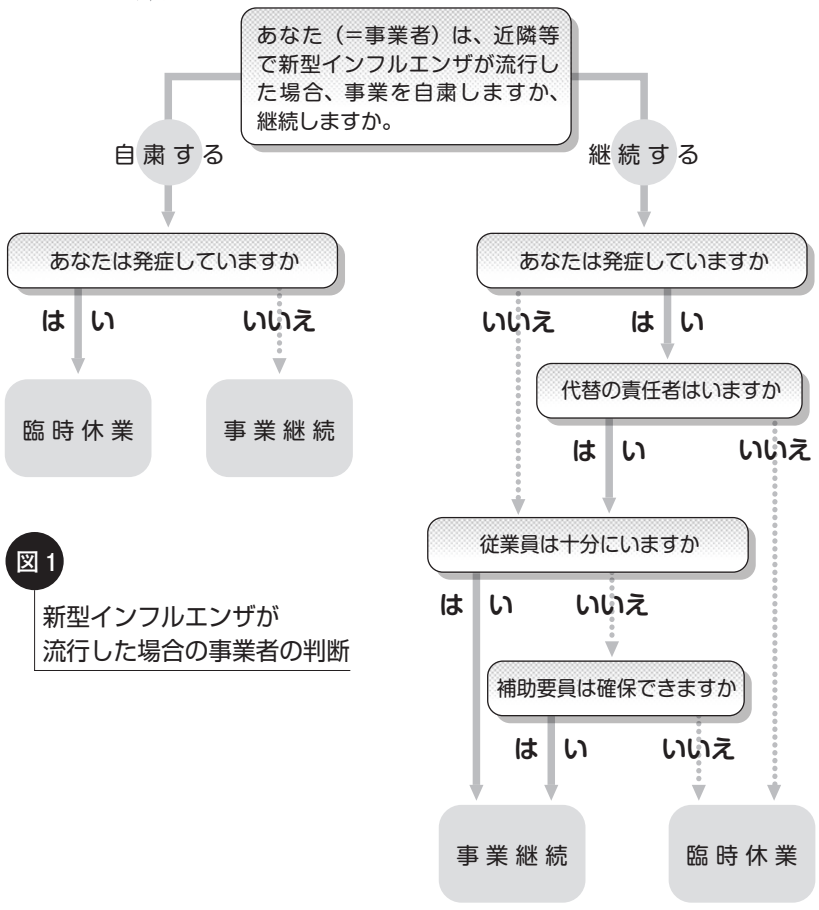


図1 新型インフルエンザが流行した場合の事業者の判断

表1 我が国における新型インフルエンザの発生段階の区分

発生段階	状態	
前段階 (未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態	
第一段階 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
第二段階 (国内発生早期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態	
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
各都道府県の判断	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

資料：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月17日

区分(表1)に基づき、発生段階ごとの対策を樹立する必要がある。我が国では、現状、前段階(未発生期)である。

①前段階(未発生期)～第一段階(海外発生期)

● 事業者・従業員等およびその同居家族について、毎朝の検温を義務化し、38℃以上の発熱、咳、全身倦怠感等がある場合は、仕事(出勤)を見合わせる(図2)。発熱

発生後に従業員等にパニックが発生しないようにする。

②第二段階(国内発生早期)

● 事業継続を2週間程度、臨時休業)をするのか、危機管理体制の行動計画に明記しておく。

● 事前にどのような状況で事業所を臨時休業すべきかを検討する。

● 原則は在宅待機とする。事業継続を実施する場合には人員計画を作成する。

④第四段階(小康期)

● 社会・経済機能の回復を図り、第三段階までに実施した対策について評価を行い、次の流行の波に備えた対策を検討し、実施する。

者については、自治体が指定する発熱相談センターに連絡し、医療機関等受診可能施設で受診し、医師により他者への感染の可能性がないことが確認されるまで仕事を見合わせる。なお、発熱した場合の職場への連絡については、電話による連絡のほか、連絡方法を話し合っておく。

● 手で顔を触らないこと(接触感染を避けるため)。職場での欠勤者の把握、従業員などの通勤方法の変更、取引業者(サプライチェーン)のクリーニング所内への立入制限など。

③第三段階(感染拡大期、まん延期、回復期)

● 事業継続を実施するのか、事業自粛(その事業を2週間程度、臨時休業)をするのか、危機管理体制の行動計画に明記しておく。

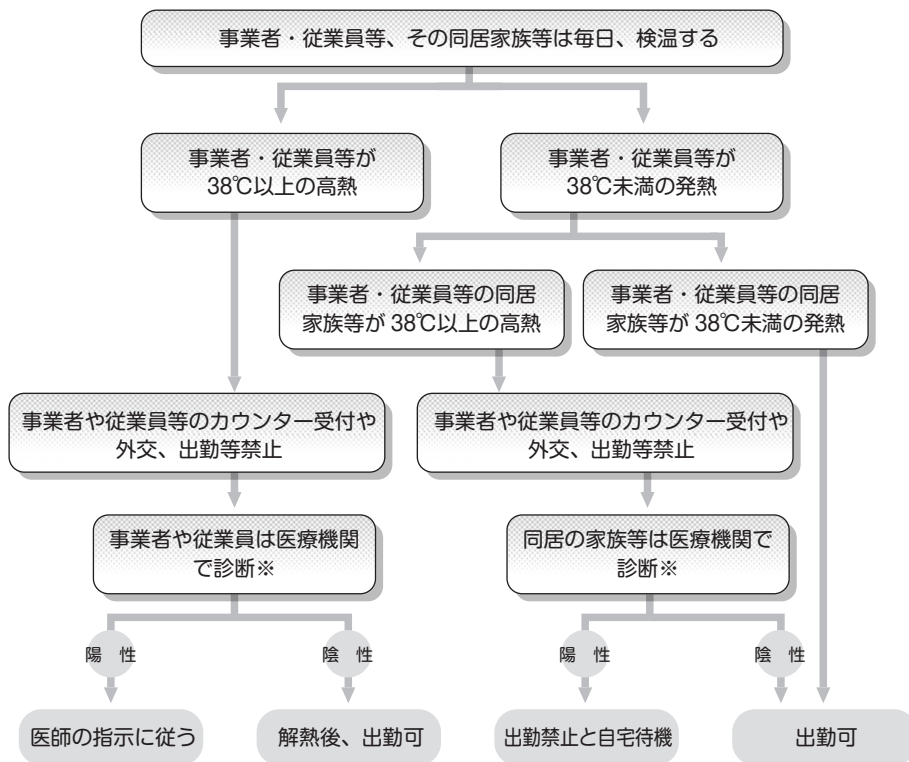
● 事前にどのような状況で事業所を臨時休業すべきかを検討する。

● 原則は在宅待機とする。事業継続を実施する場合には人員計画を作成する。

**カウンター等での
 受付・返却などへの対応**

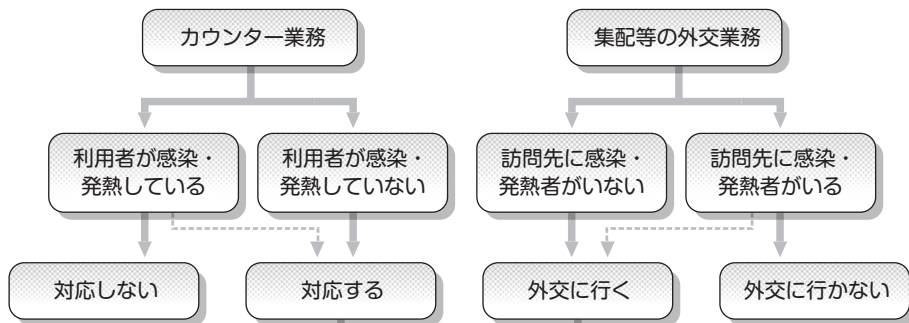
感染発熱した事業者や従業員などはカウンター受付や集配や配達(外交)などで対応しないこと。また、

図2 事業者・従業員等や同居家族等が発熱した場合の判断



※第2段階（国内発生早期）では検査が可能と推測されるが、第3段階（感染拡大期等）では全ての発熱者等の検査は不可能となることから、症状だけの判断になると推測される。

図3 新型インフルエンザが流行した場合のクリーニング所等や外交の判断



実際には利用者の感染状況の把握はむずかしいため、「うつされないため」に事業者・従業員等はマスクを着用する。洗濯物を取り扱った後は、手指の洗浄・消毒・うがい等を励行する

顧客が感染しているかも知れないため、カウンターで顧客が持参した衣料を受取る際のチェックや返却時のチェック、外交の際に顧客と接するため、飛沫感染を避けるために、2m以内になるべく近づかないことを基本とする（図3）。しかし、現実的には難しいため、不織布製マスク

の着用が必要である。明らかに、発熱した顧客に対しては、クリーニング所への立入りを禁止する。一方、持ち込まれた洗濯物に、顧客等の排泄物等が付着している危険性があることも想定される。このため、洗濯物を取り扱った直後には、手指等を石けん、消毒用アルコール製

情報の収集と共有体制の整備

発生時の正しい情報を、所轄の保健所、市町村保健センター、医療機関等、所属の組合や全国クリーニング生活衛生同業組合連合会、ラジオ・

剤等を用いて十分に洗浄・消毒する。

新型インフルエンザに 対応した事業継続方針の作成

新型インフルエンザの発生時ににおける事業継続に係る基本的な方針を作成する。クリーニング所において、事業継続をどの程度行うかについての決定は、クリーニング事業者、従業員等や利用者等の感染予防策の実施を前提として、クリーニング事業者自らの経営判断として行われる。

教育・訓練

事業者は新型インフルエンザに関する正しい知識（p19参照）を習得し、従業員等への周知に努める。現時点から始めるべき感染予防策を実践することが求められる。

最後に

新型インフルエンザ大流行への対策は、「うつされないこと」と同時に、「うつさないこと」が重要であり、社会全体の感染拡大防止につながる。

テレビ報道等より継続して入手できるようにする。また、従業員等への情報提供・普及啓発。

新型インフルエンザの基礎知識と感染予防対策

基礎知識

新型インフルエンザとは

人から人へと容易に感染するようになった、新型のインフルエンザウイルスが人に感染して起こる疾患です。

発生時の症状は

発生時の症状や病状の経過などは未確定の部分が多く、発生後でないと確定できませんが、通常のインフルエンザでは、38℃以上の発熱、咳、くしゃみ等の呼吸器症状、頭痛、関節痛、全身倦怠感等です。

潜伏期間は

潜伏期間も未確定ですが、通常のインフルエンザでは2～5日間です。

感染経路は

通常のインフルエンザと同様、飛沫感染、接触感染が考えられています。

治療方法は

治療方法は確立していませんが、通常のインフルエンザに有効である抗インフルエンザウイルス薬（タミフル、リレンザ）が有効ではないかと期待されます。

流行性は

新型インフルエンザは、通常のインフルエンザに比べ、人が免疫を持っていないために感染性が強く、多数の人が感染し大流行（＝パンデミック）する危険性が予測されています。

感染予防対策

人との距離の保持

発病者の2m以内に近づかないで下さい。不要不急な外出を避けて、人ごみには出かけないことが飛沫感染予防になります（外出時はマスクを着用）。

手指の衛生

水と石鹸によるていねいな手洗いを行って下さい（消毒用アルコール製剤も有効）。

咳エチケット

有症状者はマスクを着用し、ウイルスを含む飛沫を飛散させないように努めて下さい。

職場の清掃・消毒

よく触れるところ（机、ドアノブ、スイッチなど）をふき取り清掃し、必要なら消毒をします。

通常のインフルエンザワクチンの接種

新型インフルエンザと通常のインフルエンザの同時流行も予想されるので、通常のインフルエンザの重症化を予防することによって、医療機関の混雑緩和につながり、新型インフルエンザへの医療体制が確保されることが期待されます。

プレパンデミックワクチンの接種

人に接種した場合、どの程度の有効性があるかは、新型インフルエンザが流行してからでないと判明しません。

感染予防に必要な保護具など

マスク

症状のあるヒトがマスクを着用することによって、咳、くしゃみによる飛沫の拡散を防ぐことができ、感染拡大を防止できます。市販の不織布製のマスクが購入の対象となります。

手袋

ゴム製の使い捨て手袋です。手袋着用の目的は、自分の手が汚れるのを防ぐためです。手袋を着脱した後は、直ちに流水や消毒用アルコール製剤で手を洗って下さい。

消毒剤

インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール・イソプロパノールのような消毒用エタノール製剤などが有効です。